

2025年 8月 22日

大阪市長
横山 英幸 様

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
大阪市支部執行委員長 鶴見 朝子
大阪市天王寺区悲田院町8-12
国労南近畿会館3階
電話 06-6773-8441
mail: [REDACTED]

2026年度大阪市予算に対する要望書

福祉現場では人手不足が深刻です。募集しても人が来ず、また来ても数カ月、早ければ数週間で辞めてしまい定着しません。管理職も現場に入らないと体制を整えることができない職場、派遣労働者に頼らなければ回らない職場がたくさんあります。

物価高騰は留まることを知らず、市民の生活や福祉施設の運営などが脅かされています。米の価格高騰も福祉職場に無関係ではなく、給食に米を使わないメニューが増えてきている職場もあります。

様々な問題を抱えたままでの万博開催、その後のIR開発、貴重な財源の正しい使い道はどのようにあるべきでしょうか。改めて考えてください。

大阪市として独自の予算をつけるよう議論していただき、毎回同じ「国に対して要望する」という回答ではなく、少しでも大阪市の福祉をよくしていくための議論をした上での回答をお願いします。

福祉の拡充は私たちを含む市民の切実な願いです。そのことを踏まえ、大阪市に対し、下記の通り要望します。

記

福祉制度の利用者全ての人権が守られる豊かな福祉を実現するため、大阪市として、以下のことを行うこと。

保育関係

- (1) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児 2:1、1歳児 4:1、2歳児 5:1、3歳児 10:1、4～5歳児 15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
- (2) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
- (3) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配

- 置できるよう、市として財政措置すること。
- (4) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
 - (5) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
 - (6) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
 - (7) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
 - ①アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。
 - ②栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。
 - (8) 安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
 - (9) 「こども誰でも通園制度」を子どもの生命や安全、権利が守られるよう制度設計すること。
 - (10) 職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。

乳児院・児童養護

- (11) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
- (12) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (13) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
- (14) 「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接子どもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。
- (15) 様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
- (16) 保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。
- (17) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。

(18) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。

障害児・者

(19) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。

(20) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

(21) 職員確保について、派遣会社や紹介業者への手数料、紹介料の支出が財政を圧迫している。福祉職員の人員確保のため、手数料、紹介料負担分への助成を行うこと。

(22) 障害児入所施設について、以下のことを実現すること。

① 障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。

② 18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。

③ 看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。

④ 入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。

⑤ 小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。

⑥ 障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。

(23) 障害者共同生活援助（グループホーム）について、以下のことを実現すること。

① 24年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査を行い、国に対して制度改善を要望すること。

② リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。

③ グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。

④ 求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。

(24) 生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。利用者を送迎する時間はサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。

(25) 就労継続支援B型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。

(26) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など1対1で行うものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。

(27) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。

- ① 早川点字図書室の契約をプロポーザル方式から随意契約方式にすること。
- ② 正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。

(28) 日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。

- ① 国から 12 名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を求めることをやめること。
- ② 点訳・音訳ボランティアが減少するなか、視覚障害者の情報環境を拡充していくために大阪市として国の情報化対応特別管理費とは別に独自に予算化して、有償の点訳者や音訳者が活動できるよう保障すること。

(29) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

高齢者施設・在宅介護関係

(30) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。

(31) 大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。

(32) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。

(33) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。

(34) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。

(35) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。

(36) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

(37) 昨年 4 月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。

社会福祉協議会

(38) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。

(39) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。

(40) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。

(41) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現

給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。

- (42) 日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。
- (43) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障害者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2 層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2 層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

以上